

**65 歳以上重中度心身障害者医療費助成における現物給付（併用レセプト方式）
の導入に伴う現物給付の手引き 改訂内容**

○令和 8 年 8 月 1 日～（高額療養費の見直し）

項目 (改訂日)	該当 ページ	内容
高額療養費 の見直しに 伴う改訂	P14	<u>高齢者医療費助成（65 歳～69 歳軽度）に係る令和 8 年 8 月以降の自己負担限度額を追記</u> ・月額上限の変更、多数回該当（4 回目以降の場合）の月額上限及び年額上限の設定
	P15	<u>高額療養費の自己負担限度額の参考事例を修正</u> 自己負担限度額等を制度見直し後の金額に修正
	P24 P25 P28 ～P32 P34 ～P37	<u>併用レセプト記載例の修正</u> ・【事例 8】、【事例 9】、【事例 11】、【事例 11-1】、【事例 11-2】、【事例 12】、【事例 13】、【事例 13-2】、【事例 14】、【事例 15】、【事例 16】の自己負担限度額を制度見直し後の金額に修正
その他の修正	P16	<u>併用レセプト作成にあたっての留意点の修正</u> ・制度改正後も食事療養費の基準額を更新しない旨を追記
	P42	<u>Q & A 「1 受給資格証について」問 1 の修正</u> ・B 市発行の受給資格証の有効期限の始期までにかかった医療費の取り扱いを修正

※詳しくは各該当ページをご覧ください。

○令和 7 年 8 月 1 日～（65 歳以上重中度心身障害者医療費助成における現物給付（併用レセプト方式）の導入）

項目	該当 ページ	内容 (「現物給付の手引き 第 2.7 稿（令和 5 年 4 月 1 日）」との比較)
65 歳以上 重中度医療 費助成の現 物給付化に 伴う改訂	P1	<u>65 歳以上重中度医療費助成の現物給付移行を追記</u> ・「福祉医療費請求書」の記載を削除し、心身障害者（65 歳以上重中度）医療費助成についても、令和 7 年 8 月から「現物給付（併用レセプト方式）」に移行することを追記
	P4	<u>対象となる福祉医療制度に 65 歳以上重中度を追記</u> ・新たに併用レセプトの対象となる「⑥心身障害者医療費助成（65 歳以上重度）」「⑦心身障害者医療費助成（65 歳以上中度）」を追加

	P4	<u>（５）自己負担金に制度区分及び対象者を追記</u> ・自己負担金が生じる事例として、⑤高齢者医療助成（65 歳～69 歳軽度）のすべての対象者及び⑦心身障害者医療費助成（65 歳以上中度）の一部の対象者を明記
	P9	<u>新たな受給資格証の例を追記</u> ・今回の現物給付化により新たに発行される心身障害者医療費助成（65 歳以上中度）の受給資格証の例を追記
	P9	<u>新たに設定される公費負担者番号を追記</u> ・今回の現物給付化により新たに設定される「80」…心身障害者医療費助成（65 歳以上重度）及び「80」…心身障害者医療費助成（65 歳以上中度）を追記
	P10	<u>自己負担金の徴収を章として特出し</u> ・自己負担金を徴収する助成区分として、高齢者医療費助成（65 歳～69 歳軽度）と心身障害者医療費助成（65 歳以上中度）を明記するとともに、65 歳以上中度の事例を追記し、第 3 章として特出し
	P46	<u>新たに設定される市町村公費負担者番号を追記</u> ・心身障害者医療費助成（65 歳以上重度・中度）の市町村公費負担者番号及び助成内容一覧を追記
古い記載の削除等の時点修正	P1 P2 P5	<u>「福祉医療費請求書」に関する記載を削除</u> ・現在使用されていない「福祉医療費請求書」に関する記載を削除
	P1 P2	<u>福祉医療費助成制度の概要を追記</u> ・第 1 章に助成制度に関する記述を追記するとともに、助成制度の概要を追記
	P3	<u>（参考）福祉医療費助成制度の助成方法による分類とその概要を修正</u> ・現物給付を「併用レセプト方式」と「老人医療費請求書方式」に分けて記載するとともに、自動償還払方式を追記
	P4	<u>（３）併用レセプト開始年月を削除</u>
	P5	<u>（７）現物給付の取扱いとならない事例を修正</u> ・償還払方式となる場合から、「各市町村が定める現物給付の圏域外」の記載を削除
	P5	<u>3 他の公費負担医療制度との優先関係の事例追記</u> ・公費負担医療との併用の事例として、更生医療の事例を追記

	P8	<u>受給資格証の説明の追記</u> ・年度更新や有効期限等により資格が喪失している場合や、助成制度や居住市町村の変更などにより「公費負担者番号」や「受給者番号」が変更されている場合があるという説明を追記
	P11	<u>高額療養費の被用者保険の事例追記</u> ・被用者保険（社保）の事例に、福祉医療費が適用されない場合（P31【事例 12】）の事例を追記
	P12	<u>高額療養費の国民健康保険及び後期高齢者医療の事例追記</u> ・国民健康保険及び後期高齢者医療の事例に、福祉医療費が適用されない場合（P29【事例 11-1】）の事例を追記
	P14	<u>高齢者医療費助成の自己負担上限額の説明を移設</u> ・市町村公費負担者番号及び助成内容一覧の項目に記載していた高齢者医療費助成（65 歳～69 歳軽度）の自己負担上限額の説明を高額療養費の項目に移設
	P16	<u>併用レセプト作成にあたっての留意点の修正</u> ・「①医療保険と公費の併用レセプトで請求します」の記載を削除 ・自己負担が生じる福祉医療費でも、高額療養費や他の公費との併用により福祉医療費の助成額が 0 円となる事例におけるレセプトの記載方法を追記
	P27 P29 P30 P34	<u>併用レセプト記載例の追記</u> ・【事例 10-1】、【事例 11-1】、【事例 11-2】、【事例 13-2】を追記
	P45	<u>入善町の独自医療費助成の現物給付化（P1 のとおり）に併せて、自己負担割合等を修正し、補足説明を追加</u>
	P48 P49	<u>問い合わせ一覧の更新</u> ・市町村及び県担当課の所属名、連絡先等を更新

※詳しくは各該当ページをご覧ください。